

坂東版市民討議会を1月に開催!

坂東市では、(社)坂東青年会議所(風見忠理事長)と坂東市商工会青年部(前川英生部長)と協働で、坂東版市民討議会を平成25年1月に開催します。

案内状が届きましたら、積極的にご参加ください。



▲昨年度の市民討議会

**坂東市の
まちづくり
皆さんも
ご参加ください!!**

市民討議会の開催に先立ち、(社)坂東青年会議所・坂東市商工会青年部・坂東市による「坂東市民討議会実施に関する協定」を締結しました。三者が協力することで、協働によるまちづくりを推進していきます。

市民討議会は、これまで行政に声を届ける機会の少なかつた市民の皆さんの意見を、広く聴くために開催するものです。市民の皆さんに市政への関心を高めていただき、より良いまちづくりのアイデアが寄せられることを期待しています。

市民討議会の参加者は、住民基本台帳から無作為に選んだ1500人の皆さんに案内状を送付し、参加者を募ります。案内状が届いたら、積極的なご参加をお願いします。

市民討議会でお願ひした意見は、報告書にまとめ市に提言します。市ではこの提言を尊重し、各種施策に反映させていきます。

■お問合せ 市民協働課
岩井庁舎 内線1252



▲昨年度の提言会

国民年金の後納期間が 2年から10年に

10月1日～
平成27年9月までの
特例です

国民年金は20歳から60歳までの40年の間、国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金が受給できます。この間に保険料を納められなかった期間がある場合や、資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります。

このような事態を避けるため、昨年、法律が改正され、10月1日から、後納できる期間が過去2年から10

年に延長されます。ただし、すでに老齢基礎年金の受給権をお持ちのかたは、この制度を利用することができません。なお、保険料を後納するには、事前申込みにより審査を受けなければなりません。

※全額免除や一部免除、若年者納付猶予及び学生納付特例の承認を受けた期間は、後納制度を利用することができません。納付を希望する場合は、10年以内の免除期間を追納できる「追納制度」をご利用ください。

●24年度中の後納保険料月額

| | |
|---------|---------|
| 平成14年度分 | 14,940円 |
| 平成15年度分 | 14,720円 |
| 平成16年度分 | 14,510円 |
| 平成17年度分 | 14,560円 |
| 平成18年度分 | 14,610円 |
| 平成19年度分 | 14,640円 |
| 平成20年度分 | 14,760円 |
| 平成21年度分 | 14,840円 |
| 平成22年度分 | 15,100円 |

■お問合せ

国民年金保険料専用ダイヤル
☎0570(011)050
保険年金課 岩井庁舎
内線1734